

10月1日から

個人情報保護条例が

施行されます



「個人情報」とは、この条例における「個人情報」とは、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」をいい、一般にいう「プライバシー」のすべてを指すといったものではありません。

&

この条例の施行によって、町民一人ひとりに、義務や制限が新たに課せられるのですか？

南三陸町個人情報保護条例の第5条には、町民の責務として「町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」と規定されています。

これは、町民の一般的な責務として定められているもので、町民個人として考えた場合、通常は権利利益の侵害による被害者となることは多いものの、他人の個人情報を不正に取り扱った結果、反対

氏名を表示できないとすれば、結果的に業務遂行の妨げとなり、その組織の本来の目的を達成できない結果につながることも考えられます。

社員・職員として存在する以上、その業務遂行のために、必要な情報を外部に示すことは、合理的な理由があり、本来の個人情報の利用目的の範囲内にあると考えられます。

公開を原則とする「情報公開制度」との関係はどうなるのですか？

情報公開制度は「原則公開」とする制度ですが、個人情報については例外として「非公開」としています。

反対に、個人情報保護制度は「原則非公開」とする制度ですが、自己を本人とする個人情報については「公開」としています。

南三陸町個人情報保護条例の施行により、これまで、一律に非公開とされてきた個人情報について、自己を本人とする場合には開示等を行うことができることとなったもので、情報公開制度自体の考え方は、これまでと同様となっています。

町の機関における 取り扱いに関する事項

○「個人情報の収集」

収集する個人情報の利用目的を明確に示したうえで、必要最低限の範囲で、適正・公正な手段により、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合などを除き、原則として本人から収集します。

○「個人情報の利用」

個人情報は、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合などを除き、本来の利用目的だけに利用します。

○「個人情報の提供」

個人情報は、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合などを除き、町の機関以外には提供しません。

町民の皆さんに 関する事項

○「開示請求権」

だれでも、町の機関に対し、行政文書に記録されている「自己を本人とする個人情報」の開示を請求することができます。この請求に対し、町の機関は、法令により開示することができないとされている情報などを除き、原則として開示することとなります。

○「訂正請求権」

行政文書に記録されている

「自己を本人とする個人情報」

個人情報には、正確・最新な状態に保ち、漏えいや改ざん、滅失を防止するなど、必要な措置を講じます。

○「利用停止請求権」

「自己を本人とする個人情報」の開示を受け、その個人情報の収集方法が条例の定め違反している場合や当初の利用目的以外のために利用されている場合などは、町の機関に対し、利用の停止を請求することができます。この請求に対し、町の機関は、その個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で、利用を停止することとなります。

「自己を本人とする個人情報」

「南三陸町個人情報保護条例」が、平成19年10月1日から施行されます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に沿い、個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めるとともに、町の機関が保有する個人情報についての開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを主たる目的として制定したものです。

このお知らせでは、条例の施行に伴う、個人情報の取り扱いの概要や一般に想定されるご質問などについて、説明します。

他人の権利利益を侵害する加害者となることもあり得ることから、町民の一人ひとりが個人情報というものの重要性について認識し、個人情報の適正な取り扱いに努める義務を有するということを明文化したものです。

町民個人として考えた場合に、直接的に新たな義務や制限が課せられるということはありません。

この条例の施行によって、私たちの私生活のすべてが守られるのですか？

個人情報の保護に関する法律や、南三陸町個人情報保護条例における「個人情報」と

は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」をいい、一般にいう「プライバシー」のすべてを指すといったものではなく、国民や町民の「私生活のすべて」を保護するというものではありません。

なお、通常、次の内容を含む個人情報は、収集できないこととなっています。

●思想、信条及び宗教に関する事項

●人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

個人情報の保護に関しては、これまでも、個人情報の保護に関する法律により国、地方自治体、個人情報を取り扱う事業者の責務などが示されていますが、この法律の施行後、個人情報というものについて「保護」という観念のみ先行し、いわゆる過剰反応によって、本来個人情報というものがもっていた「有益性」までもが否定されている状況も指摘されています。このQ&Aは、個人情報の保護に関して、国の各省庁において示したガイドラインなどに基づき、例としてあげた事項についての基本的な考え方などを示したものです。実際、個人情報の取り扱いに関しては、個別・具体的な状況に応じた判断が求められるものです。

今後、町では、ホームページなどを通じていく予定です。個人情報の取り扱いに関し、疑問などがある場合は、関係する機関などにお問い合わせください。

●勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項

●集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項

●保健医療及び性生活

●クラス名簿や緊急連絡網など、氏名や住所、電話番号を記載した名簿を作成し、配布することはできますか？

実際に、クラス名簿や緊急連絡網などは、各種活動などに必要不可欠なものです。

個人情報保護に関する法律や南三陸町個人情報保護条例によって、クラス名簿や緊急連絡網の作成・配布を絶対に制限することはありませんが、情報の収集や名簿の作成に当たっては、次の点に注意することが必要です。

●取得する情報の内容を決め、収集・利用の目的、配布の有無などの関係事項を本人に知らせる（同意を得る）。

●記載（登載）する個人情報の項目を厳選する。

●配布する場合は、配布先を限定し、配布後の適正な管理

についての周知を徹底する。

これまで来客された方のため、社員の座席表を掲示してきました。この掲示には役職と氏名を表示していましたが、今後はこのような掲示はしないほうがいいのでしょうか？

これまで、会社や官公庁などで、社員・職員の座席表を作成し、訪問者へ向けた掲示などをするにより、訪問者にとっても、社員・職員にとっても有効に活用されてきました。

形式的に考えた場合、確かに社員・職員の情報も個人情報であるとしてとらえることはでき、当然にその情報を保護すべき必要性も否定されるものではなく、これを来訪者に提供することが第三者への提供になるという判断も考えられます。

しかし、実際には、組織の業務を遂行するうえで、社員・職員の氏名などが外部に表示されることは通常として存在し、同様に、電話を受けた者が役職や氏名を名乗ることは当然のことです。そもその目的を考えれば、個人が着用する名札などについても、同様に考えることができます。

本人の同意がなければ役職や

本人の同意がなければ役職や